平成31年度
市税に関するお知らせ

納税通知書の元号表記

5月1日付けで送付する固定資産税および軽自動車税の納税通知書の元号表記には「平成」を用いていますので、「令和元年」と読み替えてください。また、送付した納税通知書との整合性を図るため、当紙面も「平成」と表記していますので、ご了承ください。

固定資産税の課税内容をご確認ください

固定資産税は、その年の1月1日時点で市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が納める税金です。

納税通知書には、税額、納期限、納付の方法などが記載されています。また、同封の課税明細書に、課税対象となっている土地・家屋の所在地や地目、評価額などが記載されています。

特に次の3点について内容をご確認いただき、不明な点については税務課課税班までお問い合わせください。

①土地の利用状況

固定資産税は、登記簿上の地目ではなく、使われ方からみた地目（以下「現況地目」）での課税が原則となります。記載されている現況地目が実際と異なる場合はお知らせください。

②家屋の棟数（増築・滅失）

所有する家屋の棟数や内容が、課税明細書に正しく記載されているかご確認ください。家屋の増築があった場合は、同一の家屋でも建築年ごとに課税明細書に記載されます。取り壊しなどにより存在しない家屋が課税明細書に記載されている場合はお知らせください。

③所有者・納税義務者

固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となります。

相続などにより所有者や納税義務者が変更となる場合はお知らせください。

固定資産税の減免

次の要件のいずれかに該当する場合は、固定資産税減免の対象となります。詳細は、税務課課税班までお問い合わせください。

①生活保護受給者が所有する固定資産または、世帯の合計収入や資産の状況が生活保護基準以下であって、その世帯の方が所有する自己の居住用固定資産。

②災害や火災などにより著しく価値を減じた固定資産。

③公益のために直接占用する固定資産。

納期内納付にご協力ください

市税は、市民の皆さまが健康で快適な暮らしを送るために欠かせない貴重な財源です。

納め忘れを防ぐためにも、口座振替がたいへん便利です。申し込みを希望される方は、金融機関での手続きをお願いします。

納付書で納付される方はコンビニエンスストアおよび※MMK端末を設置しているスーパーマーケットやドラックストアでも納付できます。

また、失業したり、家族が病気になるなど、納められない事情がある場合は、早めに税務課までご相談ください。

市では、滞納が見逃されることで、納税した方との間に不公平が生じないよう取り組んでいます。

皆さまの納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

※ MMK 端末：商店や店頭などに置かれるマルチメディア対応の情報端末です。

平成 31 年度納税通知書発送時期と納期

納税通知書の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税（6月上旬発送予定）			1期		2期		3期			4期		
固定資産税（5月上旬発送予定）		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税（5月上旬発送予定）		全期										
国民健康保険税（7月中旬発送予定）				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限（口座振替日）		5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月31日	3月2日	

市・県民税の申告はお済みですか？

申告結果は、国保税や介護保険料などの算定や、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は忘れずに済ませましょう。

平成30年1月～12月中に収入が無かった方も、収入が無かったことを申告する必要があります。

なお、所得税の確定申告は、最寄りの税務署でお願いします。

＊申告内容が反映される各種制度など

制度など	申告をしていない場合
国民健康保険	①国保税の軽減制度が適用されない ②高額療養費などの保険給付が正しく適用されない ③入院時食事代の一部減額が該当しない
国民年金	免除および納付猶予申請、学生納付特例の申請ができない
介護保険	①介護サービス利用者負担額の免除が受けられない場合がある ②高額介護サービス費支給額の限度額が変わる ③介護用品購入などの補助が受けられない場合がある
後期高齢者医療保険	保険料の軽減制度が適用されない
その他窓口サービス	所得証明・課税証明等が発行できない

所得証明書などの発行

平成31年度（平成30年分）の所得証明書などの発行は、6月上旬からを予定しています。

軽自動車税の減免申請は5月24日㊎まで

減免は毎年申請が必要です。昨年度、減免に該当した方も今年度の申請手続きをお願いします。

▼対象となる車両

①その年の4月1日現在において、身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有している車両。

②18歳未満で身体に障がいのある方、または知的障がい、精神障がいのある方を常時介護する方が所有する車両。

※実際に運転する方が家族であっても減免を受けられます。

※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。

※減免を受けることができる車両は、普通自動車も含み1人につき1台です。

③軽自動車の構造が、介護などの用に供されると認められる車両。

▼必要なもの

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち1点

・納税通知書、運転免許証、認め印、車検証、マイナンバーカードもしくは通知カード など

農耕作業用車・小型特殊自動車のナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無にかかわらず、市へ登録しナンバープレートを取得する必要があります。

ナンバープレート取得の手続きは税務課窓口や各支所で行うことができます。

農耕作業用車…トラクター・コンバイン など

小型特殊自動車…ホイールローダー・フォークリフト・乗用モア など

スマホでも納付できます

納付期限内であればスマートフォンから 24 時間いつでもどこでも現金不要で納付できます。ぜひ、ご利用ください。

※詳しい使い方は、QR コードを読み取るか、下記の URL、または「ヤフー 払込票」と検索して見ることができるガイドページでご確認ください。

https://money.wallet.yahoo.co.jp/rd/5ya

問 課税に関すること　税務課 課税班 ☎ 30-0213

納税に関すること　税務課 収納管理室 ☎ 30-0215